別表第５（第21条の２第２項、第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1～13　（略）	（略）	（略）
14	乳幼児用ベッドガード	乳幼児用ベッドガードの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
15	ベビーカー	ベビーカーの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、乳幼児の身体を保持する構造が車体から分離するものにあつては、ベビーカーとして使用する場合において、見やすい箇所に表示すること。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百十七号）の施行の日（令和八年七月八日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第一第二号及び第三号、別表第二第二号並びに別表第三の二第二号の規定　公布の日

二　第四十条第一項の改正規定　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

別表第５（第21条の２第２項、第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1～13　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

法規的告示

○こども家庭庁告示第十二号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、こども家庭庁長官が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年四月二十七日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～一の十三　略］	［一～一の十三　同上］
二　通所給付費等単位数表第１の13の注のこども家庭庁長官が定める基準	二　通所給付費等単位数表第１の13の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
㋑　［略］	㋑　［同上］